

下級裁判所裁判官指名諮問委員会広島地域委員会（第2回）議事要旨

（広島地域委員会庶務）

1 日時

平成15年9月19日（金）13：30～15：00

2 場所

広島高等裁判所特別会議室

3 出席者

（委員）今中 亘，恵木 尚，阪本昌成，佐竹靖幸，吉岡 浩（敬称略）

（庶務）岡広島高裁総務課長，奥谷広島高裁総務課課長補佐

（説明者）戸倉広島高裁事務局長

4 議題

(1) 報告

ア 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知依頼について

イ 広島地域委員会（第1回）の議事要旨の公開について

ウ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（第4回）の審議結果について

(2) 審議

ア 裁判事件リストに関する情報受付周知依頼について

イ 下級裁判所裁判官指名諮問委員会（以下「指名諮問委員会」という。）から
要請があった情報収集の手順・方法・回答期限等について

(3) 次回以降の予定等について

5 配布資料

別紙第1記載のとおり

6 議事

(1) 報告（■：委員長，○：委員，●：庶務，▲：説明者）

- ：広島地域委員会（第1回）以降の経過として、以下の点について説明した。
- ア 裁判官への任官希望者に関する情報受付の周知依頼文書を、委員長名で、広島高裁、広島高検、所属弁護士会及び同弁護士会に対応する裁判所及び検察庁に対し、10月20日を期限として8月4日付けで送付した。現在のところ、情報は提供されていない。
- イ 広島地域委員会（第1回）議事要旨は、近く、これを広島高裁のホームページに掲載して公開する予定である。
- ウ 指名諮問委員会（第4回）の審議結果について、同委員会庶務から得た情報に基づき、説明した。

(2) 審議（■：委員長，○：委員，●：庶務，▲：説明者）

ア 裁判事件リストに関する情報受付周知依頼について

- ：弁護士任官希望者については、(1)アのとおり、情報受付の周知依頼文書を送付しているが、同人から指名諮問委員会に対して提出された裁判事件リストが、中央委員会から広島地域委員会庶務に9月16日に送付された。
- ：前回の取りまとめに基づき、別紙第2の文案で、上記の宛先に情報提供することよろしいか。
- ：異議なし。
- ：次に、上記の周知依頼先のほか、指名諮問委員会の審議結果のとおり、候補者の所属弁護士会に対応しない裁判所に係属する事件について、広島地域委員会管内の係属裁判所に対しても周知依頼することはいかがか。
- ：事件の係属した裁判所だけでなく、例えば、事件の相手方の弁護士にも情報を提供してもらうよう、その相手方弁護士の所属する弁護士会にも周知依頼するなどのシステムを作っておかなくてもよいのか。
- ：今回の弁護士任官に関しては、従来とは異なり、任官の採否が確定する前に、その氏名を明らかにして、個々の弁護士に情報提供を依頼するということになったため、公になることに強い反発があった。そこで、弁護士会とし

ては、今回に限り、当面協力できないという態度を取っている。9月8日の指名諮問委員会でも、これは議論になっており、そこは一応、諒とされた経緯がある。ただし、次回からの推薦については、指名諮問委員会という制度ができたので、この委員会との整合性を考えていくことになるろう。

■：指名諮問委員会の審議結果のとおり、管内の係属裁判所に対して、別紙第3の文案で、情報提供依頼するということよろしいか。

○：了承した。

イ 指名諮問委員会から要請があった情報収集の手順・方法・回答期限等について

・重点審議者に対する情報収集の具体的な手順・方法に関し、指名諮問委員会（第4回）で審議された「情報収集の在り方」に沿った方法で収集することでよいかという点について意見が出され、次のとおり取りまとられた。

重点審議者であることが分からないように配慮する必要があるという意見については、庶務から指名諮問委員会に伝えてもらうこととする。今回は、指名諮問委員会が決定した方針に従い、各候補者の所属庁ごとの名簿を作成し（期順、五十音順）、その庁に対応する検察庁及び弁護士会に名簿を提供して情報提供の依頼を行う。依頼文書は別紙第4のとおりとし、情報の受付期限は10月22日（水）とする。

・次に判事補任命候補者に関しては、指名諮問委員会において定められたとおり、地域委員会においては、弁護士会、検察庁、裁判所に対し、指名候補者名簿を提供しての一般的な情報収集は行わない。ただし、特段の情報が寄せられた場合には、中央委員会に提供することを検討するという一方で、異議なく了承された。

・また、地域委員会に提供された情報については、各委員が、随時、広島地域委員会庶務において閲覧をすることができる態勢を整え、提供された情報に関する調査の要否及び方法については、原則として、委員長と委員長代理

とが協議して判断し，必要があれば，地域委員会を招集することとした。

(3) 次回以降の予定について

次回は，判事再任（判事補任命）候補者及び弁護士任官候補者について，それぞれ収集した情報の取りまとめを行うこととして，11月6日（木）午後1時30分から，広島高等裁判所において開催されることとなった。

以 上